

2020年11月12日

東京都知事  
小池 百合子 様

## 《 2021年度予算に対する要望 》

### コロナ禍に晒される私立大学生への修学支援と 私立大学における感染防止のための予算措置を求めます

東京地区私立大学教職員組合連合（東京私大教連）  
中央執行委員長 白井 邦彦

東京都内には、約68万4000人の私立大学生が在学しています（短期大学を含む、以下同じ）。都内の大学生のうち89%が私立大学生です。学校数では、163校の私立大学があり、都内の全大学のうち92%が私立大学です。

私立大学は、大学の主要な設置形態であり、その特色ある教育・研究によって各分野で活躍する人材を数多く輩出しています。また、都内の私立大学で学ぶ68万人の若者たちは、東京の活性化に不可欠な存在であり、アルバイト労働力としても大きな役割を担っています。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大によって、私立大学生の生活と学ぶ権利が深刻な危機に瀕しています。学生団体「FREE」の調査では、学生の5人に1人が退学を検討しているという実態が明らかになっています。その理由は、学費支弁者たる保護者の失職・収入急減とともに、政府が発した緊急事態宣言を受けて東京都が民間事業主に行った営業自粛要請によるアルバイト収入の急激な減少によるものです。

今日の大学生にとって、アルバイトは趣味や遊興に要する費用を捻出するための補助的な収入ではなく、まさしく「生活」そのものを支えるものとなっています。私たちが毎年行っている「私立大学新入生の家計負担調査」では、2019年度に首都圏の私立大学に入学した新入生（自宅外通学者）の生活費は、仕送りだけでは1日あたりわずか730円であり、アルバイト収入がなければ生活することはできません。

このままでは都内の私立大学生において多くの中退者が生まれ、卒業後も東京で暮らし続ける希望を持って他県から進学した学生が東京を去らざるをえなくなってしまう。それは日本社会全体のみならず、東京の経済・文化の発展において大きな損失となるものです。

また、新型コロナ感染拡大を防止するためには、私立大学でクラスターを発生させないことは極めて重要です。私立大学が対面授業を再開していくためには十分な感染防止対策が必要ですが、各私立大学の自助努力だけでは不可能です。感染者の半数は20歳代であり、政府

の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、軽症者が多い大学生など早期発見が困難なクラスターの増大が市中感染の拡大を加速させる危険性を指摘しています（11月10日）。東京都は、私立高校以下だけでなく私立大学に対しても感染防止のための費用補助を行い、自治体としての責任を果たすべきです。京都府は9月の補正予算で、府内の私立大学に対し1校あたり上限1000万円の補助を行っています。

私たちは東京都に対し、「高等教育は国の所轄」という理由で何の予算措置も講じない従来の姿勢を改め、京都府や都内の市区町村の先例もふまえて、2021年度予算において私立大学生への修学支援と私立大学における感染防止のための補助を行うよう、以下のとおり求めるものです。

## 要 請 事 項

### 1 緊急支援金の給付

東京都に所在する私立大学・短期大学に通学する学生（居住地は都内に限定しない）に対し、一律10万円の緊急支援金を給付すること。

政府が実施した「学生支援緊急給付金」は、全学生の1割程度しか対象とせず、極めて限定的なものでした。多くの私立大学が、全学生を対象とした緊急支援金の給付等を行っていますが、個別の大学の自助努力だけでは、学生たちの修学機会を保障することは不可能です。

こうしたなか、兵庫県明石市などでは、住民票の有無にかかわらず、市内に在住する学生を対象とした給付金の支給や無利子の学費貸与を行っています。東京都下では八王子市が、国の「学生支援緊急給付金」の要件に該当せず給付が受けられない学生を対象に、1人あたり10万円を給付しました。同様に、港区、大田区などでも学生支援が行われています。私立大学生たちを救済するために、東京都として緊急支援金を給付することを要請します。

### 2 無利子奨学金の貸与

東京都に所在する私立大学・短期大学に通学する学生（居住地は都内に限定しない）に対し、無利子の奨学金を貸与すること。

#### (1) 申請要件

- ① 高等教育修学支援新制度による授業料減免・給付奨学金を受けられない学生
- ② 日本学生支援機構の無利子奨学金を借りられない学生・大学院生
- ③ 世帯年収の要件 約1,200万円以下を目安とする

#### (2) 金額

- ① 年間学費（施設設備費、実験実習費等を含む）の半額
- ② 学生1人あたり100万円を上限とする

日本学生支援機構（JASSO）は、アルバイト収入等の大幅な減少により修学継続が困難となった学生を対象に、利子を国が補填する「緊急特別無利子奨学金」（学部学生の場合、最大月額12万円）を創設しましたが、第1種奨学金（無利子）には大学ごとの厳しい人数枠が設けられ、しかもそれが国立大学に偏重されている現状から推察するに、支援を必要とする私立大学生をあまねく救済するに足るものとなることは期待できません。このような国の支援を受けられなかった学生・大学院生を対象に、年間学費の半額を無利子貸与する奨学金を措置することを要請します。

### 3 自宅外通学生への家賃補助の給付

東京都に所在する私立大学・短期大学に通学する自宅外通学学生（居住地は都内に限定しない）に対し、家賃補助として月額2万円を返済不要の給付金として支給すること。

東京都内の私立大学生は、他県の出身地を離れてアパート等を借りて生活する自宅外通学生が少なくありません。東京私大教連の「2019年度私立大学新入生の家計負担調査」では、家賃平均は月額6万3400円であり、平均仕送り月額8万5300円の実に74%を家賃にあてています。しかし、各大学の授業が、感染防止のためにオンライン授業に切り替えられたことにより、多くの新入生はすでにアパートの賃貸契約を済ませていたにもかかわらず上京することができず、入居しないまま家賃を支払うことを余儀なくされています。また、他県から都内の私立大学へ進学したいと希望している高校生が、家賃負担を理由に夢を断念してしまうことのないよう支援することにもつながります。家賃補助は私立大学生の生活支援として実効的な手段です。

### 4 対面授業の再開に向けた私立大学の衛生環境整備への補助

対面授業の再開に向けて各大学が十分な感染拡大防止対策を講じることができるよう、キャンパスの衛生環境整備（消毒液やマスクの購入、飛沫感染防止のためのパーティションの設置等）に要する費用への補助として、東京都に所在する私立大学・短期大学を設置する学校法人に対し、1校あたり1000万円の補助を行うこと。

大学は、教室だけでなく、多様な研究施設、図書館、運動場、体育館、食堂等、それ自体がひとつの街ともいえる複合的な機能を有しており、多数の学生が頻繁に出入りするため、集

団感染が発生しやすい場所です。集団感染が発生すると大学名がマスコミで報道され、その大学の学生というだけで心ない誹謗中傷を受ける人権侵害が生じた事例も生じています。

それにもかかわらず政府・文科省は、対面授業を再開するよう大学に圧力をかけるばかりで、私立大学に対しては感染防止のための経済的支援を一切行っていません。

東京都の 2020 年度補正予算では、高校以下の私立学校における新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、アルコール消毒液、サーモグラフィーやアクリル板等の購入経費補助として合計 13 億円が措置されました。高校よりも施設の規模が大きい大学は、とうぜん費用もいっそう要しますが、すべて自己資金で行わざるを得ない状況です。

学校における集団感染の発生が都民の健康に及ぼす脅威には、高校・中学・小学校も大学も、また、私立も公立も差はありません。私立大学をクラスター化させないことは、東京都の新型コロナ感染拡大防止対策においても極めて重要な課題です。

私立大学に対しても、私立高校に対するのと同様に補助を行うよう強く求めます。

以上